## A2 訪問型(独自)サービス サービスコード表(令和4年10月改正)

\*平成30年4月1日以降に総合事業実施事業所として新規に指定を受け、従前の介護予防訪問介護相当のサービスを提供した場合。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成	算定
種類	項目	7 アーロス内谷哈州			単位数	単位
A2	1111	訪問型独自サービス I	イ 訪問型 事業対象者・要支援1・2 サービス費(独 (週1回程度) 1,177 単位	i	1, 177	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス I 日割	自)(I) 事業対象者·要支援1·2 (週1回程度) 39単位		39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 事業対象者・要支援1・2 サービス費(独 (週2回程度) 2,351 単位	i	2, 351	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ 日割	自)(Ⅱ) 事業対象者·要支援1·2 (週2回程度) 77単位		77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 要支援2(週2回を超える サービス費(独 程度) 3,731 単位		3, 731	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス皿 日割	自)(Ⅲ) 要支援2(週2回を超える 程度) 123単位	3	123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	一特別地域加昇	所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	加算	所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービ	デージャング 所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	ス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	二 初回加算	200 単位加算	200	j
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I	│ ─ホ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算 ( I ) 100 単位加算	100	1
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	小 工程成品的工程防加弃	生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200 単位加算	200	)
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I		(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	へ 介護職員処遇改善加算	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 所定単位数の 100/1000 加算		]
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算I	ト 介護職員等特定処遇改善加算 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000 加算		]
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	71成48天 319 人名巴纳日州并	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) 所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	章 所定単位数の 24/1000 加算		1月につき